

富山市カラス被害防止条例が 制定されました(お知らせ)

カラス被害を発生させる

きゅうじ
えさやり(給餌)を禁止します

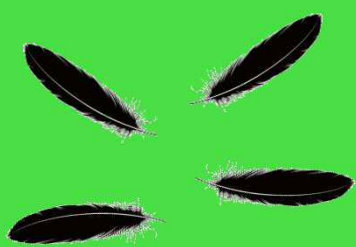
鳴き声等の騒音



いかく
攻撃・威嚇



羽毛の飛散



ふん害、臭気



カラス被害を繰り返し発生させる悪質な行為に、
罰金が科せられる場合があります

みなさまのご理解とご協力をお願いします

富山市カラス被害防止条例

(平成31年3月26日条例第25号) 令和元年7月1日施行

一部抜粋

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民等 市内に住所を有する者、事業者、市内に勤務し、又は通学する者その他市内に滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (2) 事業者 市内で事業活動を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (3) 給餌 自ら所有せず、かつ、占有しないカラスに餌を与えること(餌を目当てにカラスが集散することを認識しながら、カラスが食べることができる場所に餌を置き、又は放置する行為を含む。)を継続し、又は反復して行う行為をいう。
- (4) カラス被害 給餌を目当てに集散するカラスによる次のいずれかに該当するものにより市民等の身体若しくは財産に著しい被害が生じ、又は生活環境が著しく損なわれていると認められる状態であつて、かつ、複数の周辺住民からの市長に対する苦情の申出等により周辺住民の間で当該被害が共通の認識になっていると認められる状態をいう。

ア 鳴き声その他の音

イ ふん尿その他の汚物及びこれらから発生する臭気

ウ 羽毛の飛散

エ 攻撃、威嚇及び破壊行為

(給餌によるカラス被害の禁止)

第5条 市民等は、給餌によりカラス被害を生じさせてはならない。

(回収義務)

第6条 給餌によりカラス被害を生じさせているときは、当該給餌をした者は、速やかに当該給餌に係る餌を回収しなければならない。

(立入調査等)

第7条 市長は、第5条又は前条第1項に違反する事実があると認める相当な理由があるときは、この条例の施行に必要な限度において、当該職員にその事実があると認められる土地、建物又は工作物に立ち入らせ、必要な調査をさせ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査又は質問をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 関係者は、第1項の規定による立入調査及び質問に協力しなければならない。

4 第1項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(勧告)

第8条 市長は、第5条又は第6条第1項の規定に違反した者に対し、期限を定めて、当該違反状態の防止又は除去のための措置その他の必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

(命令)

第9条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなくその勧告に従わなかったときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(公表)

第10条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が、その命令に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(罰則)

第12条 第9条の規定による命令に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。

2 正当な理由がなく第7条の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し応答せず、若しくは虚偽の回答を行った者は、10万円以下の罰金に処する。